

# 平和カレンダーの平和の絵・メッセージを募集します

毎年、平和への願いを込めて小学生のみなさんが描いた絵と、小学生と市民のみなさんのメッセージを掲載した「平和カレンダー」を作成しています。たくさんのご応募をお待ちしています。

☎企画経営室☎内線2115

## ◆平和をテーマにした絵

B4判(縦257mm×横364mm)の紙に、横長で平和をテーマに自由に描いてください(文字は入れないこと)。

☎市内在住の小学生(グループでの応募も可)

☎市立小学校の児童は、学校の指定する日までに学校へ、そのほかの学校へ通う児童は9月8日(火)までに直接ま

たは郵送(11面参照)で「〒181-8555 企画経営室平和カレンダー担当」(市役所第二庁舎1階)へ

※応募者全員に平和カレンダーを、入選者には記念品を差し上げます。

※11月開催予定の「平和の絵展」で応募作品を展示します(応募多数の場合は入賞作のみの展示になることがあります)。



## ◆平和へのメッセージ

☎市内在住の小学生および市民

☎8月に開催する「戦没者追悼式並びに平和祈念式典」や「平和展」などの会場に備え付けたアンケート用紙に、平和への思いを自由にお書きください(郵送も可)。平和の絵を応募する児童は、絵と一緒に提出してください。

※入選者には記念品を差し上げます。

## 平和ビデオ・平和関連パネルを貸出中

市で所蔵する平和関連のパネルやビデオを貸し出しています。

時とともに薄れつつある戦争の記憶を、自分たちの住むまちの出来事として語り継ぎ、平和の尊さについて考えてみませんか。イベント会場での展示や、学校での平和学習などにご利用ください(パネルの詳細はお問い合わせください)。

◇平和ビデオ「そして60年～三鷹のまちは戦場だった～」(約20分・VHS)

市内に残る戦跡の紹介/戦争体験者へのインタビュー(ほか)子どもから大人までご覧いただける内容です。

※貸し出しを希望する方は、企画経営室へご連絡ください。

☎同室☎内線2115へ(要予約)

## 黙とうにご協力を ☎企画経営室☎内線2115

防災無線により、恒久平和を祈る1分間の黙とうを行います。ご家庭や職場でのご協力をお願いいたします。

☎①広島原爆の日=8月6日(木)午前8時15分

☎②長崎原爆の日=8月9日(日)午前11時2分

☎③終戦記念日=8月15日(土)正午

## 特別弔慰金・特別給付金支給のご案内

### 戦没者等のご遺族のみなさんへ

平成17年4月1日～平成21年3月31日に公務扶助料などを受けていた方が死亡されたことにより、平成21年4月1日において公務扶助料などの受給者がいない場合に、第9回特別弔慰金(額面24万円、6年償還の記名国債)が支給されます。請求期限は平成24年4月2日です。

### 戦傷病者・戦没者等の妻の方へ

特別給付金の請求期限は9月30日(水)です。手続きはお早めに。

☎☎いずれも地域福祉課(市役所2階22番窓口)☎内線2613へ

☎同課☎内線2613

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条に定める被爆者健康手帳の交付を受けている方で、今年の1月1日～8月15日に引き続き三鷹市に居住し、住民基本台帳または外国人登録原票に登録をされている方に見舞金(1万2千円)を支給します。対象になると思われる方には、「戦没者追悼式並びに平和祈念式典」のご案内と併せて申請書類をお送りしています。

原子爆弾被爆者見舞金を支給します

## 心身障がい者福祉手当など 受給資格の確認と申請を!

毎年8月は、手当などの更新月です。前年の所得が一定の基準を超えたり、施設入所などで受給資格がなくなった場合でも、再び所得が基準内になったり施設を退所した場合は、再度申請手続きをすれば手当を受けることができます。

各種手当の受給資格や申請手続きの時期などをお問い合わせのうえ、忘れずに申請してください。

※手当は申請した月(一部手当については翌月)分からの支給となります。

※重度心身障害者手当と特別障がい手当は、65歳以上の方は特定の場合を除き新規申請はできません。

☎☎地域福祉課☎内線2618へ

### ◆福祉手当対象一覧

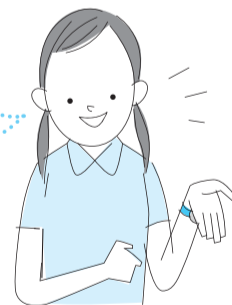
手当の種類	対象者
特別障害者手当(国)	20歳以上で身体障害者手帳1級、2級、愛の手帳1度、2度程度の障がい有二つ以上重複するか、これと同等以上の障がいの方
障害児福祉手当(国)	20歳未満で身体障害者手帳1級と2級の一部、愛の手帳1度と2度の一部の方
重度心身障害者手当(都)	常時複雑な介護を要する最重度の心身障がい者
特別障がい手当(都)	20歳以上の身体障害者手帳1、2級、愛の手帳1度～3度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方
一般障がい手当(市)	身体障害者手帳1級～4級 愛の手帳1度～4度の方
特定疾患(難病)手当(市)	三鷹市が指定する特定疾患(難病)の方

## 特別障害者手当などの現況届提出のお願い

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給されている方に現況届を郵送します。必要事項を記入、押印のうえ提出してください。提出期間中に届け出がない場合は、8月分以降の手当はいったん支給停止になります。

☎8月11日(火)～9月10日(木)(必着)に、直接または郵送で地域福祉課へ

☎同課☎内線2619



## 禅林寺通り北 駐輪場

(有料・一時利用専用)

8月1日に禅林寺通り北駐輪場(下連雀3-43-7)がオープンしました。利用料金は1時間以内は無料、12時間までは150円、24時間までは200円、それ以降は24時間ごとに200円です。

☎(株)まちづくり三鷹☎40-9669

